

6. 各 種 軽 減

1. 交通運賃の割引

(1) 電車・バス・航空・船舶

障害者手帳の提示で運賃が割引される場合があります。

※事業者により割引条件が異なりますので、詳しくは利用される事業者へお問い合わせください。

(2) タクシー

身体障害者手帳又は療育手帳を所持されている方が、タクシーを利用された場合、手帳を呈示することにより運賃 10%が割引されます。近畿運輸局管内は全社が対象となっています。

※他の地域でも実施されていますので、各タクシー利用時にご確認ください。

※詳しくは、近畿運輸局大阪運輸支局（TEL072-822-6733）へお問い合わせください。

2. NHK 放送受信料の減免

【全額免除】

- ・「身体障害者」「知的障害者」「精神障害者」が世帯構成員であり、世帯全員が市町村民税非課税の場合

※障害者と同居人全員が非課税であることが必要です。

【半額免除】

- ・視覚・聴覚障害者が世帯主の場合
- ・重度の障害者（身体障害者手帳 1・2 級、療育手帳 A、精神手帳 1 級）が世帯主の場合
- ・いずれの場合も上記の障害者が NHK の受信契約者である事が必要です。

※半額免除のみオンライン申請が可能です。（詳細は NHK へ）

オンラインの案内はこちら→
<https://www.nhk-cs.jp/jushinryo/>



【必要な手続き】

- ・障害福祉課にて要件確認のうえ、放送受信料免除申請書に証明します。
- ・障害者手帳と印鑑が必要です。

【申請】

障害福祉課で手続後、申請書は下記へ提出してください。

〒661-8790

尼崎市潮江 1 丁目 2 番 6 号 尼崎フロントビル 4 階

NHK 営業サービス株式会社 兵庫事業所

電 話・・・06-6937-9000 F A X・・・06-6937-3501

3. 携帯電話料金割引

障害者手帳をお持ちの方を対象に、携帯電話料金の割引制度がある場合があります。詳しくは、各携帯電話会社にお問い合わせください。

4. 各種施設の割引

各種施設の券売場等で障害者手帳を提示すると、割引が行われる場合があります。詳しくは、各種施設等にお問合せください。

5. 有料道路の通行料金割引

有料道路料金が通常の 50%の割引になります。他の割引との重複適用は出来ません。
事前に障害福祉課（又はオンライン）にて**登録手続き**をしておく必要があります。

<対象者>	第 1 種	第 2 種
身体障害者手帳	・ 障害者本人が運転する場合 ・ 障害者本人以外が運転し、 障害者本人が同乗する場合	・ 障害者 本人が運転 する場合
療育手帳	・ 障害者本人以外が運転し、 障害者本人が同乗する場合	・ 不可

【ETC無線通行（ノンストップ走行）を利用される場合の割引について】

事前に、特定の自動車やETCカードを登録することによって、ETCレーンを通して割引を受けることができます。

- ・ 対象自動車…①本人または生計を同じにする方が所有する自動車
 ②第 1 種の方で上記の方が自動車を所有していない場合、本人を日常的に継続して介護している方の所有する自動車
 ※営業用自動車、トラックは登録不可
 ※障害者 1 名につき 1 台
- ・ ETCカード…本人名義のものに限る。
 ただし、障害者が 20 歳未満で第 1 種の場合、親権者等の名義でも可。

【有効期間】

割引制度には**有効期間**があります。**更新手続きは、割引有効期限の 2 か月前から**できます。
 期限は手帳に記載されます。

【申請方法】

- ① 茨木市役所障害福祉課窓口（又は郵送）申請
 窓口申請時の持参物

書類名	手続き内容					
	割引申請のみ希望			ETC 無線通行（ノンストップ走行）希望		
	新規	変更	更新	新規	変更	更新
障害者手帳	○	○	○	○	○	○
自動車検査証※1	×	×	×	○	○	○
ETC カード	×	×	×	○	△※3	△※4
ETC 車載器セットアップ 申込書・証明書等	×	×	×	○	△※3	△※4
運転免許証※2	△	×	×	△	×	×

※1…電子車検証の場合、「自動車検査証記録事項」を電子機器による画面提示又は印刷物で確認します。

※2…第 2 種手帳所持者のみ。マイナ免許証の場合は、マイナアプリ又は「マイナ免許証読み取りアプリ」にて免許証画面を
 ご提示（スクリーンショット又は印刷も可）ください。

※3…変更する場合のみ持参ください。 ※4…前回申請時から変更がある場合は持参ください。

- ② オンライン申請

茨木市障害福祉課 HP でご確認ください。

茨木市 有料道路割引

検索



【ご利用方法】

各利用方法等に関しては、茨木市障害福祉課 HP でご確認いただくか、窓口にて資料配布をご希望ください。

6. 本市施設利用(個人利用)の減免

施 設 名	対 象 者	割引率	備 考	問 合 先
各市民プール	障害者(身体・知的・精神)・介護者	50%		スポーツ推進課 (072-620-1608)
竜王山荘	障害者(身体・知的・精神)・介護者	50%	宿泊料金のみが対象	竜王山荘 (072-649-4402)
各市民体育館	障害者(身体・知的・精神)・介護者	50%	トレーニング室、卓球室等の 個人利用が対象	市民体育館 (072-626-3821) 福井市民体育館 (072-641-4961) 東市民体育館 (072-633-5701) 南市民体育館 (072-630-0111)
春日丘運動広場	障害者(身体・知的・精神)・介護者	50%	弓道場個人利用が対象	スポーツ推進課 (072-620-1608)
市駐車場 市駐輪場	障害者(身体・知的・精神)・介護者	50%	事前に「減免者等駐車場専用カード」の発行を受ける※	交通政策課 南館 4 階 (072-647-2916)

※「減免者等駐車場専用カード」は、**有人の市駐車場(市駐輪場)でのみ発行**いたします。

※「減免者等駐車場専用カード」は、市駐車場の他、市の公共施設(体育館、図書館など)駐車場でもご利用できます。カードの利用に関しては、交通政策課にお問い合わせください。

7. 障害者手帳アプリ「ミライロID」

株式会社ミライロが開発した障害者手帳アプリで、障害者手帳(身体、療育、精神)の情報をスマートフォンに取り込むことにより、スマートフォンの画面上に障害者手帳情報を表示させるものです。一部の市立施設(上記「9. 本市施設利用(個人利用)の減免」に記載の施設など)では、従来の障害者手帳に加え、この「ミライロID」による障害者手帳情報の提示による障害者割引の適用が可能です。「ミライロID」には、他にも、電子クーポンや障害者割引価格のチケットの利用、旅客運賃減額(第1種・第2種)、一人ひとりに合わせた情報の配信等も利用することができます。

「ミライロID」のダウンロードはこちら→



8. 自動車税・軽自動車税の減免

(1) 自動車税の減免

障害者手帳を使用して、減免が受けられる場合があります。手帳の等級・自動車の所有者・使用用途などによりますので、詳細は下記にお問合せください。

※他府県の車両番号の場合、自動車税を納めている窓口へご確認ください。

◎問合せ先一覧

区 分	減 免 対 象 税 目 [申請期限]	問 合 先
自動車を新規に取得する場合	自動車税 [自動車の登録の日]	大阪自動車税事務所寝屋川分室 住所：寝屋川市高宮栄町 13-2 電話：072-823-1801
自動車を既に取得している場合で 4月1日に減免の要件に該当しているとき	自動車税 [自動車税の納期限]	三島府税事務所 住所：茨木市中穂積 1-3-43 (三島府民センタービル内) 電話：072-627-1121
自動車を既に取得している場合で 4月1日以降に減免の要件に該当する こととなったとき	自動車税 [減免事由に該当することとな った日(手帳受領日)から 60 日 以内]	三島府税事務所 住所：茨木市中穂積 1-3-43 (三島府民センタービル内) 電話：072-627-1121

※自動車税の減免申請は、申請期限後でも可能です。ただし、減免額は申請があった月の翌月から月割りで計算した額となります。詳しくは上記機関にお問い合わせください。

※申請に必要な書類等については、減免のしおり(大阪府発行)を必ずご確認ください。

(2) 軽自動車税の減免（茨木市の場合）

毎年度の賦課期日現在(4月1日)に軽自動車等を所有している方で各種手帳をお持ちの方は、納税通知書を送付する5月初旬から納期限である5月31日（納期限が土曜日、日曜日、祝日等の場合はその翌営業日）までに、減免の申請を行ってください。

なお、納期限までに申請を行わなかった場合、当該年度分の減免は受けられません。

《減免を受けることができる場合》

- ・所有者が、身体・知的・精神障害者本人または生計同一者（家族等）で、次の方が運転する場合
 - ①障害者本人が運転
 - ②生計同一者（家族等）が、障害者本人のために運転
- ・所有者が障害者本人（障害者等のみで構成される世帯の方に限ります）で、常時介護する者が障害者本人のために運転する場合
 - ※ 自動車検査証又は軽自動車届出済証に事業用と記載されているものは除きます。
 - ※ 普通自動車税（大阪府）・各市町村と減免基準が異なります。
 - ※ 普通自動車・軽自動車等を通じて、1人の身体障害者等について1台に限ります。
 - ※ **お手元に届いた納税通知書は納付をせずに申請時にお持ちください。**

＜障害の程度の区分表＞

障害の区分		障害の級別等
視覚障害		1～3級及び4級の1
聴覚障害		2～3級
平衡機能障害		3級
音声機能障害 (喉頭摘出による音声機能喪失)		3級
上肢不自由		1～2級の1及び2
下肢不自由		1～6級
体幹不自由		1～3級及び5級
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	1級及び2級(片方の上肢のみに運動機能障害がある場合を除く)
	移動機能	1～6級
心臓機能障害		1・3級
じん臓機能障害		1・3級
呼吸器機能障害		1・3級
ぼうこう又は直腸若しくは小腸の機能障害		1・3級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害・肝臓機能障害		1～3級
知的障害者		療育手帳A
精神障害者		精神障害者保健福祉手帳1級

《問合先》 市民税課 諸税係（本館2階12番 電話：072-620-1614）

9. その他の税の軽減措置

種 類	内 容	軽 減 内 容	問 合 せ 先
所得税	・普通障害者控除(本人又は控除対象配偶者、扶養親族が障害者の場合) ・特別障害者控除（障害者のうち、障害の程度が重度である場合） ・同居特別障害者扶養控除 ・障害者扶養共済等掛金控除	所得控除 27 万円 所得控除 40 万円 所得控除 35 万円の加算 掛金の全額を所得控除	最寄りの税務署 又は税務相談室
住民税	・普通障害者控除(所得税の場合と同じ) ・特別障害者控除（所得税の場合と同じ） ・同居特別障害者扶養控除 ・障害者扶養共済等掛金控除 ・前年の合計所得が 135 万円以下の方	所得控除 26 万円 所得控除 30 万円 所得控除 23 万円の加算 掛金の全額を所得控除 非課税	市民税課 本館 2 階 1 2 番 072-620-1614
個人事業税	・重度の視力障害者（失明又は両眼の視力 0.06 以下の者）が行うあんま、指圧、はり、マッサージ、きゅう、柔道整復等医業に類する事業	課税対象外	三島府税事務所
贈与税	・障害者が特定障害者扶養信託契約に基づいて贈与を受ける信託受益権の価額に対する贈与税の免除	・特別障害者は 6,000 万円まで非課税 ・特別障害者以外の特定障害者は 3,000 万円まで非課税	最寄りの税務署 又は税務相談室
	・心身障害者扶養共済制度に基づく給付金を受ける権利を贈与により取得したとみなされる場合	非課税	
相続税	・法定相続人である日本国内に住所を有する 85 歳未満の障害者が相続又は遺贈により財産を取得した場合	税額から満 85 歳に達するまでの年数 1 年につき 10 万円〈特別障害者については 20 万円〉控除	最寄りの税務署 又は税務相談室
	・心身障害者扶養共済制度に基づく給付を受ける権利を相続により取得した場合	非課税	

表中の特別障害者とは、身体障害者手帳 1・2 級、療育手帳 A、精神障害者保健福祉手帳 1 級の手帳所持者のことです。普通障害者とは、手帳所持者のうち前述特別障害者以外の方になります

マル優制度の適用

障害者に対してマル優制度（少額貯蓄非課税制度・少額公債非課税制度）が適用されます。それぞれ元本350万円までで、合計700万円を限度として利子等が非課税になります。詳しくは各金融機関にお問合せください。

所得税・住民税の障害者控除対象者認定

障害者手帳等の交付を受けていない場合でも、障害者または特別障害者に準ずる状態と認められる場合には、申請により障害者控除対象者認定書の交付を受けることができます。認定されると確定申告等で税の控除を受けることができます。

問合せ先：地域福祉課 南館 2 階 15 番 電話：072-620-1634

おむつ代の医療費控除

1 年間(1 月 1 日～12 月 31 日)に使用したおむつ代を、確定申告時に医療費控除として申請する際、介護保険の要介護認定者で一定の要件を満たしている場合、申請に必要な「おむつ使用確認書」を交付します。これまでは 1 年目の申告の場合は医師の証明が必要でしたが、令和 6 年分（令和 7 年申告分）より、要件を満たせば 1 年目も確認書を交付することが可能になりました。

問合せ先：介護保険課 本館 2 階 14 番② 電話：072-620-1639 又は最寄りの税務署